

平成22年度施政方針

本日ここに、平成22年城里町議会第1回定例会の開会にあたり、予算案をはじめとする各議案の説明に先立ち、私の町政運営に関する所信の一端を申し上げ、議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

去年は、サブプライムローン問題に端を発した世界同時不況の影響が色濃く残る中、外需に依存してきた日本経済は失速するとともに、国内需要も停滞し、景気や雇用情勢が急激に悪化の一途をたどるといふ深刻な状況が続いているところであります。

政府の経済見通しでは、景気の底割れは回避されるとしている一方、「雇用情勢の一層の悪化や海外景気の下振れ懸念、金融資本市場の変動の影響などにより、景気を下押しするリスクが存在することに留意する必要がある」と予測されており、今後ともデフレスパイラルによる更なる景気の悪化やそれに伴う地域経済への影響が懸念されるところであります。

また、全世界に広がった新型インフルエンザにより、地方自治体や医療機関は、発熱外来の設置など、かつてない規模での対応を迫られたところであり、城里町においても、全世帯に消毒液やマスクなどを配布し、早急の対応策を講じたところであります。

さらには、災害や犯罪、環境問題など、新たな課題が尽きることはありません。

これらの課題に国が積極的な役割を果たすことはもちろんですが、そのいずれもが住民の暮らしに直接影響を及ぼすものであることから、町としても時流を的確に見極めながら、必要な施策をスピード感をもって実行し、町民の生活の基本となる安全・安心を確保することが一層重要となっているところであります。

このように、依然として出口の見えない経済情勢や自然災害等の脅威に対処するためには、悲観するばかりではなく、今こそ、地方から未来を切り拓くための改革が必要であると考えます。先の総選挙によ

り政権交代を果たした新政権においては、「地域主権の確立」を第一番目に掲げ、本年を「地域主権革命元年」とすべく、内閣の総力を挙げてこの改革を断行すると表明しています。従来までの中央集権的な体質を払拭し、地域のことはその地域に住む住民が責任を持って決定するという地域主権型の構造に変革しようとする一大改革の動きとなっております。まさにこれからは「地域の時代」であり、私たちの地域の将来は、私たちが責任を持って考え決断していく必要があります、町民の皆様一人ひとりがまちづくりの主人公となれるよう、行政とともに歩みを進め、発展していくまちづくりの仕組みを創り上げていくことが重要であると考えております。

そうした中で、平成22年度は、城里町の最上位計画にある「城里町第1次総合計画」の前期基本計画を締めくくり、後期基本計画への橋渡しを行う、大変重要な年でございます。総合計画が掲げるまちの将来像「人と自然が響きあい・ともに輝く住みよいまち」の実現に向け、引き続き将来に引き継げるような取り組みを進めてまいります。

具体的な行政の各分野にわたる町政運営については、総合計画に基づく諸事業を推進する中で、特に行財政改革効果による財源を活用し、小・中学生医療費助成など、マニフェストの実現に向けた施策を重点的に展開するほか、投資的な経費については、喫緊の課題である教育施設整備に優先的に配分するなど、これまで以上に選択と集中を進めてまいります。

また、昨年国が地域経済の活性化のため示した補正予算と当初予算を一体的に捉え、切れ目なく経済対策事業を実施してまいります。

総合予算編成にあたっては、国、県の予算編成方針や地方財政計画等にも十分留意し、町民が真の豊かさを実感できるまちづくりを基本としたところであります。

以上、私の町政運営にあたっての率直な思いを申し上げましたが、これに基づき、平成22年度の町政運営の柱となる主な施策について申し上げます。

第1は、「心やすらぐ自然環境のなかで安全で快適に暮らせるまちづくり」であります。

(自然環境・景観の保全)

豊かな自然環境や景観、歴史や伝統文化など貴重な財産を有する本町は、その保全と継承を前提に、自然と社会経済活動が調和した地域振興や、環境共生型社会を目指しております。

そのため、地域、家庭、学校、職場、野外活動の場などにおいて、環境美化運動を積極的に実施することにより、町民一人ひとりの環境に対する意識の高揚を図るとともに、地域の特性に即した環境保全対策の取り組みを進めてまいります。

また、自治会等による日常的な地域清掃活動を働きかけるとともに、年2回の「環境美化クリーン作戦」を引き続き実施いたします。

(環境対策の推進)

環境問題に適切に対応し、良好な環境を次世代に引き継いでいくためには、大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルから、環境負荷をより一層減らす循環型ライフスタイルへの転換が求められています。

ごみ減量化については、原則的に現在の施設による処理、処分を継続していくことから、「一般廃棄物処理基本計画」に掲げる再生利用率、最終処分率等の目標値の達成を目指し、循環型社会に対応した資源ごみの集団回収の拡大を図るため、広報を通して積極的に啓発活動を行います。

産業廃棄物の処理については、事業者自らの責任で適切に処理することが原則となっていますが、産業廃棄物が大量に生み出されている状況の中で、処理を取り巻く環境は厳しく、不法投棄や野焼き等が行われている現状も見受けられることから、今後とも、産業廃棄物の処分に関して、県委嘱の不法投棄監視員による監視強化や指導等協力しながら、不適正処理行為の防止に取り組んでまいります。

(道路交通体系の整備)

道路の整備については、町民が安全で快適な生活を営むために、また、

地域活性化の根幹をなすものであることから、期待も大きく早期の整備が求められておりますので、通勤、通学の利便性や防災性を考慮し、整備を図ってまいります。

生活道路については、排水施設や舗装の整備など、安全で人に優しい道路環境の整備に努めるとともに、国県道を補完する幹線町道などの整備についても町の一体性を意識しつつ推進いたします。

特に、国道123号バイパスについては、本年2月より工事に着手いたしましたが、桂地区の県道阿波山徳蔵線の延長区間である町道三ツ埜線や七会地区の町道徳蔵倉見線及び旧茨城鉄道軌道敷跡の道路などの主要路線と併せ、引き続き県と一体となって早期整備に努めてまいります。

次に、交通対策につきましては、デマンド交通「ふれあいタクシー」が3年目を迎え、更なる利用促進により、高齢者などの交通弱者の足の確保、町内の公共交通機関空白地域の解消に努めてまいります。

また、町外への通学、通院等の日常生活を支える交通手段においては、路線バスや代替バスの継続的な運行の維持を図るよう、茨城県はじめ関係市町村と一体となり住民の利便性向上に鋭意努力してまいります。

路線バスについては、バス事業者に対し昨年4項目の要望を行い、バスダイヤの見直しや時刻表・路線図の作成配布を展開してもらったほか、本年度1年間の実証実験ではありますが、水戸駅から、町内を經由し常陸大宮市の御前山車庫までの区間の運賃を大幅に値下げし、運行を行うことになっており、町としても利便性を高めるため沿線に駐輪場を3箇所設置したところがあります。

（上・下水道の整備）

水道事業は、住民生活の大切なインフラとして、安定した供給体制と健全な事業運営が不可欠であります。

このため、平成22年度から段階的に水道料金を改定し、3事業2会計を統合した城里町水道事業として運営してまいります。

また、水道未普及地域解消事業もほぼ完了し、全町に水道を普及させることができた結果、現在、水道普及率は94.0パーセントとなっておりますが、更なる普及率の向上に努めてまいります。

また、藤井川ダム再開発事業の完成により、石塚浄水場の安定水利権が確保される予定であり、都市化の進展や下水道の普及等による生活向上の需要に応えられる安定供給が可能となりました。

さらに安心して利用できる信頼性の高い豊かな生活基盤を支えるための水道施設を目指してまいります。

次に、公共下水道の整備についてであります。下水道は、生活雑排水や汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の改善のみならず、農業用水や公共用水域の水質を保全するためにも重要な事業であります。

このため、平成3年度から那珂久慈流域関連公共下水道事業として、現在認可区域面積302.6ヘクタールの整備を進めているところであります。

平成21年度末までに、石塚、那珂西及び上泉、上青山、下青山地区の一部を含め236.5ヘクタールが供用開始されました。引き続き未整備地区の解消のための整備を効率的に進めてまいります。

特定環境保全公共下水道事業については、粟、阿波山、上坏、下坏地区の整備が完了しました。今後は、効率的な稼動を目指し、併せて供用開始区域の接続向上に努めてまいります。

さらに、未整備地区の下阿野沢・上阿野沢、御前山、高根(団地含む)地区91.0ヘクタールについては、平成20年度より工事を進めており一部が供用開始となりました。かつら水処理センターの増設工事も完了し、本年度より稼動いたしますので、今後は未整備地区の面整備を進めてまいります。

また、農村地域の生活環境整備を図るために進めております農業集落排水事業については、すでに稼動しております上入野、青山、北方高久、孫根地区処理施設への接続向上に努め、効率的な稼動を行うことにより、維持管理費の節減に努めてまいります。現在整備に取り組んでおります古内地区農業集落排水整備事業については、引き続き事業費の節減を図りながら早期供用開始を目指し事業を推進してまいります。

なお、合併浄化槽設置事業については、平成20年度より県森林湖沼環境税の活用による高度処理型浄化槽設置及び単独処理浄化槽の撤去補助事業と併せ、本年度も整備促進に努めてまいります。

（公園・緑地の整備と緑化の推進）

緑豊かな自然環境を生かした調和のとれたまちづくりを進めるため、公園やポケットパークなどの維持を図りながら、良好な景観を備えた地域や生活環境の形成に努めてまいります。

（消防・救急・防災の推進）

昨年本町では、大きな自然災害等は発生していないものの、一般建物火災4件を含む8件の火災が発生しております。

常備消防については、消防事務委託により水戸市消防本部北消防署城里出張所が稼動していることで、災害及び緊急時への迅速な対応と、消防体制の強化が図られているところです。

また、非常備消防については、連合消防団から新たに城里町消防団として支団制をとり、規律教養訓練、水害を想定した水防演習、林野火災防ぎょ訓練等を実施し、消防団員の士気向上に努めてまいります。

一方、救急業務については、救命率の向上を図るため、今年度から運航される茨城県ドクターヘリの場合外離着陸場の確保を図り、また、茨城県において計画されている消防事務の広域化については、災害や事故の多様化及び大規模化、町民ニーズに対応するため、県央ブロックでの消防事務の広域化を推進してまいります。

さらに、防災対策については、町民への緊急情報等の伝達を正確迅速に行うため、防災通信施設の整備や地震・土砂災害ハザードマップの作成を行い町民の警戒避難体制に対する意識の高揚を図ってまいります。

自主防災組織においては、組織率向上に向けて地域への結成支援を行うとともに、防災訓練や啓蒙普及活動を実施しながら、防災士を育成し実践力・指導力の向上を図り、地域防災力の強化に取り組みます。

（防犯・交通安全の推進）

交通事故は、人の生命を奪う悲惨なものであり、全国的には年々減少傾向にあるものの、茨城県は他県に比べて交通死亡事故が多く、平成21年中の死亡者数は199人を数え、平成20年に引き続き全国ワースト6位という結果となっております。死亡者のうち高齢者に関係する事故の死亡者数は90

人と全体の4割を超えております。

本町においても、平成21年中は2件の死亡事故が発生し、高齢者2人の尊い命が失われました。近年の車社会の進展に伴い、年齢・性別を問わず交通事故に遭遇する危険性が年々増大しております。

このような現状を踏まえ、交通事故を未然に防止するため、交通安全協会、警察など関係機関団体と連携を図り、子どもや高齢者を対象とした交通安全教室や、街頭での交通安全キャンペーンや立哨活動を実施し、町民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備に努めてまいります。

防犯につきましては、昨今、全国各地において児童生徒が狙われる凶悪な事件や、高齢者を狙う悪質な詐欺や窃盗が多発しております。

これらに対処するため、防犯連絡員や警察との連携により、防犯キャンペーンやパトロール等を積極的に実施し、犯罪の未然防止に努めるとともに町民の防犯意識の高揚を図ってまいります。

また、夜間における事故や犯罪等の防止対策として、防犯灯の整備を進め、安全で安心なまちづくりを推進してまいります。

(情報通信網の整備・充実)

情報通信網の整備についてであります。国は「次世代ブロードバンド構想2010」という平成22年度までにブロードバンド・ゼロ地域の解消を目指す目標を掲げておりました。これを受け、本町は民間事業者と連携を図りながら光ファイバ網を構築し、城里町のどこからでもブロードバンドに接続できるという環境整備を平成21年度に終了いたしました。

これは、医療・教育・就業等、さまざまな利用が考えられ、地方にいながら都市住民となんら変わらぬ通信環境ができたといえます。

今後は、これらのインフラを使い行政情報や生活情報、緊急、災害情報等への利用等、地域の活性化を推進してまいります。

また、アナログテレビ放送は平成23年7月24日までに終了し、デジタルテレビ放送に移行することが決まっており、これにより、電波の有効利用が図れるとともに、通信と放送の融合により、より多様なサービスが実現されるということです。

地上デジタル放送の受信環境整備は、基本的には国及び放送事業者の責任において行われるべきものですが、町も放送を良好に受信できない地域の解消には一定の役割を担い、難視聴解消に努めてまいります。

第2は、「ともに支えあいすべての人が元気で安心して暮らせるまちづくり」であります。

(地域福祉の充実)

急速な少子・高齢化の到来、個人生活の意識や価値観の変化などにより、福祉を取り巻く環境は大きく変化し、町民のニーズはますます高度化、多様化が進み、福祉施策の一層の推進や新たな施策の展開が求められております。

地域における高齢者や障害児者をはじめ、誰もが家庭や地域で安心して暮らすことのできる社会の実現に向けて、町民自身の努力や、お互いに支え助け合う「地域福祉」の推進が重要視されており、特に、支えを必要としている人に対する日常的援助など、きめこまかな対応をしていくためには、町民一人ひとりが地域福祉の担い手として、主体的に活動していくことが必要であります。

こうした支えあい活動を支援するために、町民自らが福祉に関心を持ち理解を深めるよう働きかけを行いながら、社会福祉協議会を中心としたネットワークづくり及びボランティアの育成などを行い、町民同士の交流による連帯の輪をさらに広げてまいります。

また、これらの具現化のため「地域福祉計画」及び社会福祉協議会策定の「地域福祉活動計画」を踏まえて、地域コミュニティづくりに取り組むとともに、在宅福祉サービスセンター運営事業により高齢者や障害児者などが暮らす世帯に対し、訪問サービスによる家事援助等を展開し、地域の住民が安心して生活ができる体制の構築を図ってまいります。

(子育て支援の充実)

21世紀の生活に深刻、かつ多大な影響をもたらす急速な少子化の事態に直面し、家庭や子育てに夢を持ち、かつ次代の社会を担う子どもを安心して生み育てることができる環境を整備し、子どもがひとしく健やかに育ち、子どもを生み育てる者が真に誇りと喜びを感じることでできる環境を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが求められております。

このような状況に対応するため、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「城里町次世代育成支援対策行動計画」の推進を図るとともに、平成22年度から平成26年度の5年間にわたる後期行動計画に基づき子育て支援を実施してまいります。

さらに、平成22年度から絵本の読み聞かせを通して親子のふれあいを深めてもらい、言葉と心を通わす温かい子育てができるよう「ブックスタート事業」を行ってまいります。

母子保健事業においては、妊婦健診の公費負担のさらなる拡充の検討を行うとともに、引き続き妊婦及び乳幼児に対する一貫した事業を展開し、育児に関する適切な情報の提供や指導を推進してまいります。

また、保育事業につきましては、公立保育所及び民間保育所において、次世代育成支援対策交付金事業や子育て支援拠点事業、特別保育事業及び保育サービス支援事業を実施し、保育環境の充実を図ってまいります。

さらに、多子世帯の経済的負担の軽減策として「いばらき3人っこ家庭応援事業」に基づき、保育料の一部助成を実施いたします。

また、就学児の健全な育成を図るため、日中、保護者のいない家庭を支援するため、放課後児童健全育成事業を引き続き実施するとともに、子育て不安やいじめ、不登校、非行など複雑多様化する児童育成問題に対応するために、地域協力委員や民生委員児童委員、学校並びに要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携を密にし、問題解決に努めてまいります。

(高齢者福祉の充実)

地域住民の高齢化が進む中、高齢者が健康で生きがいを持って暮らしていける環境づくりを進める必要があります。そのため、介護サービス基盤の一層の充実や、サービスの質の向上を図るとともに、介護保険サービスと在宅

福祉サービスに基づき、高齢者一人ひとりが、自らの意思により自立した生活が営めるよう、心身の健康状態に応じたきめ細かいサービスの提供に努めてまいります。

高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進については、高齢者クラブ活動の支援、生涯学習活動やスポーツ・レクリエーションを通じた交流機会の創出に努めるとともに、シルバー人材センターの充実を図り高齢者の就労の場の拡充に努めてまいります。

(障害者福祉の充実)

障害のある人が障害のない人と同じように生活をし、地域の一員として行動できることが重要であります。

障害者自立支援法及び障害福祉サービスや地域生活支援事業などの提供体制の確立に関する障害者福祉計画(第2期計画)に基づき、障害者施策の再構築や各種サービスの見直しを進め、障害者福祉の充実に努めてまいります。

(保健・医療の充実)

保健事業については、生活習慣病予防や介護予防の重要性が高まるなか、自主的な健康づくりを目指し、住民一人ひとりの健康に関する意識を高めるとともに、地域や社会を挙げての健康維持・増進に努めてまいります。

また、特定健診・特定保健指導の対象者を的確に把握し、医師、保健師、管理栄養士などが早期に介入し、生活習慣の改善等の保健指導をすることにより、メタボリックシンドロームの該当者やその予備群を計画的に減らすことを目指してまいります。

医療福祉事業は、社会的及び経済的負担の大きい乳幼児・父子・母子家庭・重度心身障害者・妊産婦等の医療に係る負担の軽減を図ることを目的とした県の単独事業であり、制度の周知徹底を図るとともに、受給者の利便性を高めてまいります。

特に、町単独事業であります特例乳幼児・児童医療福祉費支給制度におきましては、平成21年度に制度を改正し、中学校卒業までの生徒を対象に、医療費の助成を拡大したところであり、継続して子育て支援の充実に努

めてまいります。

また、医療については、日常的な地域医療を担っている桂地区と七会地区の国保診療所が、地域の方々の疾病治療や健康相談に対応できる機能を維持し、安心して受診できる医療施設としての役割を担い、また、民間医療機関や近隣地域の総合病院などと連携をとり、地域に密着した医療体制の充実を図ってまいります。

（社会保障制度の充実）

すべての住民が健康で文化的な生活ができ、安心して暮らすことができるよう、国や県、関係機関などと協力し、社会保障制度の充実に努めてまいります。

そのため、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度などの社会保障制度について、制度に対する理解を深めていただくため、積極的な周知に努めてまいります。

さらに、保険税の適正な賦課や収納率の向上及び医療費などの適正化を図るとともに、基盤を充実させ安定した健全な運営に努めてまいります。

第3は、「豊かな地域資源を活かした魅力と活力にあふれるまちづくり」であります。

（農林業の振興）

本町の農業は、基幹産業として、米・施設園芸・野菜・果樹・麦・大豆・林産物・茶・畜産を主体とした営農が展開されてきましたが、近年の都市化の進展、農産物の価格の低迷とともに、農業従事者の高齢化等による後継者不足により、農業離れが進行し、耕作放棄地が増加してきております。

このような農業の現状を踏まえ、本年度は「城里町ブランド創出協議会」の立ち上げにより、町内で生産される農産物のブランド化に向け新たな取り組みを展開してまいります。

さらに、新規就農者支援事業の補助制度の有効利用により、町内外からの意欲ある新規就農希望者を受け入れ、農業の振興はもとより農村地域へ

の定住化により、集落機能と農地の多面的機能の維持・発揮を図り地域活性化につなげてゆきたいと思っております。

水田農業構造改革対策については、今度の政権交代における政策として注目された米の個別所得補償モデル対策事業が本年度からスタートするため、今後の国の動向を見据えながら、県・農業者団体と緊密な連携のもと事業を推進してまいります。

また、生産条件の不利な地域に対して実施されている中山間地域等直接支払制度の継続と農村環境保全を目的とした農地・水・環境保全向上対策事業の更なる推進により、地域が一体となった農業の振興と美しい農村環境の保持を図ってまいります。

さらに、地域資源を活かした地場産品、特産品等の販路拡大を図るためにも、都市農村交流活動の場として、直売施設等の充実に努めてまいります。

那珂川沿岸農業水利事業については、早期完成を国、県など関係機関に働きかけると同時に、畑地基盤整備や農道整備を計画的に進めることで、大型農業機械による生産性の向上、効率性を高めるため合理化を図ってまいります。

次に、畜産における生産環境は、畜産物の輸入自由化、生産者の高齢化等により厳しいものとなっておりますが、関係機関と協力し、衛生的な生産環境の維持、家畜伝染病の予防対策として各種防疫対策事業を実施し、畜産経営の安定化を図ります。

また、黒毛和牛の生産振興については、資質の優れた素牛の導入を目的として、繁殖牛導入事業を関係機関と一体となって実施してまいります。

次に、林業の振興ですが、市場を席卷する外材の影響で、国産材の供給量は低迷しており厳しいものがありますが、森林は水や空気の浄化、土砂災害の防止、水源かん養など自然環境を維持するために大切な機能を有しており、さらにゆとりと安らぎを与えてくれるものであります。

このため、植林事業の重要性や緑化運動の普及啓蒙を図るとともに、茨城県が平成20年度より導入した森林湖沼環境税による事業等を積極的に活用し、管理放棄された森林の間伐や木材の幅広い活用を図り、森林のもつCO2削減をはじめとする公益的機能の回復と向上に取り組んでまいりま

す。

(商工業の振興)

深刻な経済不況が続く中であって、中小企業や小売業者を取り巻く環境は、極めて厳しい状況にあります。

このような環境の中で、経営基盤の弱い小規模事業者が活力を維持し、さらに発展してゆくためには、自助努力はもちろんであります。さらなる自己意識の改革を強く求めていかなければなりません。

そのためには、経営者の連帯意識の高揚と経営力の強化等を図るため、中心的役割を担う商工会に対し、引き続き助成し支援してまいります。

また、中小企業事業資金に対する保証料の補助及び設備資金への利子の補給を引き続き行ってまいります。

さらに、失業率が過去最高の水準で推移するなど現下の厳しい雇用情勢の中で、国においては地域の雇用改善を図るため、緊急雇用対策を策定しており、本町においても緊急雇用創出事業やふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、非正規雇用労働者の雇用対策について引き続き積極的に取り組んでまいります。

次に、工業の振興であります。企業が事業を拡大するには厳しい経済状況であります。企業を誘致することにより、雇用の場の確保、町民所得の向上、消費人口の増加等が期待されることから、町の活性化を図るため、具体的な取り組み手法の検討や内部の体制づくりに取り掛かり、積極的に優良企業の誘致に努めてまいります。

さらに、進出企業及び用地提供者に対しては、今後も企業立地奨励金を交付してまいります。

消費者行政については、消費者啓発のために広報活動を行い、消費者としての意識の高揚を図るとともに、消費者のための相談窓口の充実と情報の提供に取り組んでまいります。

(観光・レクリエーションの振興)

豊かな自然を生かした3つのレクリエーション施設「ふれあいの里」、「うぐいすの里」、「山びこの郷」は、本町の観光の核として重要な位置付けとなって

おりますが、利用者は年々減少の一途をたどっているのが現状であります。

また、指定管理者制度の導入後4年が経過し、この間指定管理者による各種イベント・体験教室等が実施され、3施設を一体化した管理が行われております。

今後は町としても、より効果的、効率的な運営支援を行うとともに、水戸地方広域観光連絡協議会と連携し、広域的な観光ピーアール等の活動を強化し、体験・滞在・回遊型の観光のまちづくりを目指し、集客力アップを図ってまいります。

健康増進施設「ホロルの湯」については、多様化する利用者ニーズに応え、サービスの質的向上と効果的、効率的な運営への支援を行うとともに、町内居住者に対する半額利用券などの特典や送迎バスの運行などの情報を積極的に広報し、町民の健康増進や憩いの場としての利用促進に努めてまいります。

観光協会においては、各種イベント等の開催や協賛とともに、観光ピーアール・御前山県立自然公園の保護管理を進め、さらに、会員を中心として、町・商工会・JA等の連携を強化し、観光資源の開発及び郷土物産の紹介と観光客の誘致を図りながら、地域産業の活性化に努めてまいります。

第4は、「次世代を担う豊かな心の育成と歴史・伝統を大切にするまちづくり」であります。

幼児教育については、少子化の中、子育てを支援する社会づくりが重要となっており、地域、家庭そして学校を結ぶ連携体制の構築、また幼稚園、保育所との連携等、大きな課題であると考えます。

学校教育については、価値観の多様化による先進的な教育のニーズが高まる中、次代を担う子供たちの「確かな学力」や「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」を育むことが強く求められております。

そのため、基礎的学力をつける学習指導の充実はもとより、人権、環境、福祉、情報、郷土、ボランティアなどの今日的なテーマを積極的に採り入れた総合的な学習を推進するとともに、外国人による英会話指導など国際理

解教育に取り組んでまいります。

また、電子黒板などを活用し、分かりやすい授業づくりにより学力向上に努めてまいります。

さらに、教育環境の充実、施設の維持管理を図ってまいります。

昨今のいじめや不登校などの課題に対応するため、適応指導教室の充実及び学校、家庭、地域との連携強化を図り、地域に開かれた魅力ある学校づくりを目指し、きめ細かに対応できる体制の整備に努めてまいります。

小・中学校の施設整備については、石塚小学校の耐震補強工事及び常北中学校の校舎改築工事並びに、学校再編を見据え、存続校の改修工事を進めてまいります。同時に、屋内運動場施設の耐震診断等の実施にも努めてまいります。

小学校の再編については、児童の減少による複式学級の解消を図り、児童の教育環境を確保することを目標に進めてまいりましたが、住民の皆様の同意を得ることが出来ました。本年度は、既に設置しております準備委員会において、閉校及び23年4月の開校に向けた作業(協議)を行い、開校後の円滑な学校運営、児童にとって快適な教育環境が実現できるよう努めてまいります。

さらに、教育委員会事務事業についての透明性、客観性を確保するため、今年度も引き続き外部評価委員会を通じて、教育行政のより一層の充実を図ってまいります。

学校給食については、食の教育や地産地消の視点に立ち、地域で生産される米や野菜などの食材の利用に努め、安全・安心な学校給食を供給してまいります。

また、小学校再編と平行して、学校給食センターの効率的な運用を図るため、給食センターの再編を進めてまいります。

(生涯学習・生涯スポーツの推進)

目まぐるしく変化する社会情勢の中、町民一人ひとりが心豊かに健康で、いきいきと人生を過ごすため、生涯にわたって、主体的に学習を継続することが求められております。

本町においては、生涯学習社会の構築を目指した社会教育の充実を図

り、学校、家庭、地域社会の人々、社会教育団体や民間団体等との幅広い連携のもとに、人々の生涯にわたる自主的な活動を支援し、その成果がまちづくりに反映されるような仕組みづくりに努めてまいります。

そのため、生涯学習推進大綱、スポーツ振興基本計画を基本とし、各種講座、事業のメニューの充実や自主活動団体の育成、人材の育成、相談の充実を図るなど体系的、合理的な事業の推進に努めるとともに、各地域の住民の交流を促進してまいります。

また、地域における自主的な活動の活性化を図るとともに、コミュニティセンターや各地域の公民館、トレーニングセンター、運動公園などの生涯学習施設や各種運動施設の整備充実にも努めてまいります。

複合施設である図書館、郷土資料館については、各地区にある公民館との連携を図りながら、図書、各種資料の充実保存に努め、利用しやすい学習拠点としての機能の充実に努めてまいります。

また、学習機会や各種講習会、施設を町民が利用するとき等、必要なときに必要な情報が入手できるよう、広報紙やホームページ等による情報提供の充実に努めてまいります。

ふれあいの船事業については、町内の小学校6年生を対象に、船上研修や北海道の雄大な自然の中での体験活動等団体行動を経験することにより、心身ともに調和のある人間形成を図るため実施してまいります。

また、子どもたちの安全・安心な居場所づくりを推進するため、福祉部門と連携を図り、小学校余裕教室の活用、地域住民との交流活動等を行い、放課後の子どもの安全確保に努めてまいります。

(芸術・文化の振興)

町民の一体性を確保し、町民一人ひとりが町に誇りと愛情が持てるようにするためには、各地域で行われている芸術・文化活動や古くから残されている文化財を理解し、それらを伝承していくとともに、町として文化のかおり高いまちづくりを進めることが重要であります。

そのため、地域・家庭・学校間の連携、交流を進め、各地域の自然・歴史・伝統・文化に触れることで、関心や理解を深め、人と人とのつながりを大切にする施策を推進してまいります。

芸術・文化の振興については、コミュニティセンター、公民館、郷土資料館において多様な事業の展開を図るとともに、町民の自主的、創造的な芸術文化活動の支援を図り、芸術祭や各種の行事、展示をとおり、町民各層が広く芸術文化に親しみやすい環境整備に努めてまいります。

次に、史跡等ではありますが、町には史跡及び遺跡、彫刻、工芸品など有形、無形の文化財が数多く存在しております。

そのため、文化財保護計画を基本として、計画的に文化財の保護、活用を図るとともに、情報冊子やインターネットなどの各種媒体による情報を発信し、広く町民に理解を求め保存と継承に努めてまいります。

第5は、「住民と行政がともに手を取りあう開かれたまちづくり」であります。

(住民主体のまちづくりの推進)

地方分権が進展する中で、複雑化、多様化する行政課題を解決し、活力ある地域づくりを進めるには、住民と行政がともに考え、ともに行動する「協働」によるまちづくりを進めていくことが重要となっています。

そのために、自治意識の高揚に努め、各種施策への住民参画の促進や地域コミュニティである自治組織の振興を図ってまいります。

また、広報紙の発行やホームページを通して、行政情報を積極的に発信するとともに、広聴事業の充実を図り町民の声を反映させてまいります。

さらに、パブリック・コメント制度を十分活用しながら、町政への「町民参画の機会」を確保してまいります。

(多様な交流の推進)

都市化の進展や情報通信技術の発展など、国内外の地域間交流活動も活発となっており、今まさに国際化・交流化の時代を迎えております。

このような中、多様な交流を推進するにあたり、国際交流活動、つまり日本と諸外国が相互理解し、友好を促進するものでありますが、特に子どもたちが留学生との交流をもつことは、語学力の向上だけでなく、その国の社会や文化を感じ、国際理解を深めることができます。これにより、成長期の子

もたちが国際的な視野を持ち、さらに国際協調の精神が養われ、次代を担うにふさわしい人材育成につながれば、それは町の活性化にも結びつくものでありますので、施策の具体化に向け、できるところから取り組んでまいりたいと考えております。

また、郷土の特性を活かすことも重要であり、基本となる地域の文化、教育、産業などのさらなる振興が期待されるところであります。これらを通した「人」「物」「情報」の交流を町民と一体となり推進してまいります。

(人権尊重と男女共同参画の推進)

家庭、職場、地域などにおいて、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などに対する人権問題が大きな社会問題となっている中、町民一人ひとりが人権に対する正しい理解と認識を深め、尊重しあうことが重要となっております。

そのため、関係機関との連携のもと、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、学校教育や社会教育において人権教育に取り組むとともに、あらゆる機会を捉え啓発活動の推進を図り、人権問題に対する正しい理解と人権意識の向上に努めてまいります。

また、町民が男女共同参画の必要性を理解し行動していけるよう、意識の啓発や情報提供を行うとともに、男女共同参画の視点から各施策を展開し、男女共同参画社会の実現を目指します。

(行財政運営の合理化・効率化)

行財政運営にあたりましては、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、平成17年度に策定した「集中改革プラン」により、効率的・効果的組織体の整備に努めてまいりました。

さらに、今後とも適正な定員管理や人事管理を進めるとともに、人事評価制度の導入等により職員の資質の向上を図ってまいります。

また、現在の地方自治体においては、行政改革は不断に取り組んでいかなければならない問題であり、実効的な行政改革大綱の検討等も考慮し、特に、住民との協働の視点に立った組織機構の見直しや、事務事業の簡素合理化など、時代に即応した行政経営へと転換するため、平成20年度

から3ヵ年をかけて行政評価制度の構築を図り、より地域の実情にあった成果が得られるよう努めてまいります。

また、地方公共団体においては、三位一体の改革の影響などにより地域格差が顕著となっていることから、国においては地域再生の支援策を示しているものの、昨年度本格施行の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」や新公会計制度改革等、自治体の財政の健全化に向けた取り組みが求められています。今後も財源不足が見込まれますので、本町においても新たな制度に対応しながら、経費のさらなる圧縮や町税の徴収確保に努め、納税者の税負担の公平性を図るために積極的に滞納整理を進め、全庁的に徴収体制を強化し、徴収率のアップに努めてまいります。

以上、平成22年度における主な施策の概要についてご説明いたしました。

平成22年度予算編成につきましては、依然、地方交付税に依存した財政体質にあり、歳出においては、人件費、補助費、公債費等の経常経費が高い割合を示しておりますが、限りある財源の効率的配分による予算編成といたしました。

平成22年度の一般会計予算は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、93億4,300万円で前年度当初比5.4パーセントの増となっております。

国民健康保険特別会計(事業勘定)について申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える中核的役割を担っておりますが、医療保険制度を取り巻く情勢は、急速な人口の高齢化や疾病構造の多様化、医療の高度化等に伴い、医療費の増高、加えて高齢者や低所得者の加入割合が高いという構造的な要因により、厳しい財政状況が続いております。

このような状況の中ではありますが、医療費の適正化や国保税の収納率の向上を図り、国民健康保険の安定的運営の確保と保険財政の健全化に努めてまいります。

特に医療費の動向が国保財政を大きく左右することになりますので、これらの動向を見極めながら予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、23億3,172万9千円で前年度当初比2.4パーセントの減となっております。

国民健康保険特別会計(施設勘定)について申し上げます。

施設勘定においては、七会診療所に医科・歯科を、沢山診療所に歯科を運営し、日常的な地域の保健・医療を担っております。

しかしながら、経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、身近なところで適切な医療や相談に対応できる、地域に密着した安全で信頼される診療所を目指してまいります。

国保診療所の役割は、へき地及び医療機関不足地域の医療機関としての使命が果たせるよう、関係機関との連携を密にし、効率的な運営を目指し、予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、2億5,547万8千円で前年度当初比9.3パーセントの減となっております。

老人保健特別会計について申し上げます。

老人医療費は、平成20年4月に、新たに後期高齢者医療制度が施行され、老人医療給付費支払が茨城県後期高齢者広域連合によって支払われることとなりました。

平成22年度予算につきましては、平成20年3月診療までの請求遅延分の予算計上となり、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、67万5千円で前年度当初比89.2パーセントの減となっております。

後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、平成21年8月の政権交代により、この制度を廃止し、新たな高齢者医療制度を平成25年度から開始すべく、高齢者医療制度改革会議において検討が進められております。

また、平成22年度内に新制度の骨格を取りまとめる予定となっており、今後、幅広い議論が行われていくものと思われれます。

今年度は、現制度を継続し、医療給付費支払及び保険料賦課は茨城県後期高齢者医療広域連合により行い、町においては徴収事務と住民に対し

ましての窓口業務等を行ってまいります。

平成22年度予算につきましては、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、2億743万6千円で、前年度当初比6.7パーセントの増となっております。

介護保険特別会計(保険事業勘定)について申し上げます。

平成12年度の介護保険法の制度導入以降、着実に浸透してきた介護保険制度の実績、また、団塊の世代が高齢期を迎える平成26年度を踏まえて策定した第4期介護保険事業計画を基本に、新たな介護保険制度に対応し、より介護予防に重点を置いた施策・事業を、高齢者福祉施策と一体的に進めてまいります。

また、「活力にあふれ 安心して暮らすことのできる 長寿社会の構築」を目指し、計画課題を踏まえながら、高齢者が個人としての尊厳を保ち、生きがいを持ち、健康で、また、たとえ支援が必要な状態となっても、周囲からの十分な支援が受けられる体制が整った社会づくりに努めてまいります。

平成22年度の予算編成につきましては、介護給付費及び予防給付費の実績及び今後の動向等を見極めながら予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、14億98万7千円で前年度当初比3.3パーセントの増となっております。

介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)について申し上げます。

介護保険法の介護予防サービス計画費に係る予算について計上したものであります。「住み慣れた地域で、いつまでも元気で暮らしたい」を目指して、平成22年度も引続き地域包括支援センターを中心に介護予防に取り組んでまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、569万5千円で前年度当初比1.1パーセントの減となっております。

公共下水道事業特別会計について申し上げます。

流域下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業については、年次計画により、工費の節減に努めながら未整備地区の汚水管渠工事を進め、

普及率の向上を図ってまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、10億8,173万6千円で前年度当初比6.4パーセントの減となっております。

農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

農業集落排水施設は、4地区が順調に稼動しております。処理施設の効率的な稼動を目指し、経費の節減に努めてまいります。

また、古内地区農業集落排水事業については、年次計画により、工費の節減に努めながら、生活環境の整備を図ってまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、9億1,010万2千円で、前年度当初比17.9パーセントの増となっております。

水道事業会計について申し上げます。

本年度は赤沢浄水場、岩船浄水場の老朽化に伴う施設更新等の調査、及び塩子浄水場の配水場化に向けた調査を行い、今後とも公営企業の基本原則を堅持しながら、経営の効率化、省力化に努め経営基盤の確立及び給水サービスの一層の向上に努めてまいりたいと考えております。

予算総額は、別冊予算書のとおり、収益的収入及び支出は、8億3,973万6千円、資本的収入は、8,498万7千円で、支出は3億924万9千円であります。

収益的収支及び資本的収支を合わせた総額は、11億4,898万5千円で前年度当初比11.1パーセントの増となっております。

以上、一般会計及び特別会計並びに企業会計の概要についてご説明申し上げます。

一般会計、特別会計及び企業会計を合算しました、平成22年度城里町予算総額は、166億8,582万3千円となっております。

終わりに、予算編成にあたりましては、私が就任して2度目の予算編成となります。私は、安全で安心な生活を守っていくという強い決意の下、町民の福祉増進と活力ある元気なまちづくりのために、諸施策に全力で取り組み、町民の期待と信頼に応える決意でありますので、議員各位をはじめ、町民の

皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げますとともに、今回提案しております平成22年度予算並びに関係議案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。